

奈良県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
谷口 裕次	谷口鍼灸接骨院 北葛城郡広陵町みささぎ台七 一三	平成二十五年十二月三十一 日